相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府木津川市山城町綺田山口二五番地、最後の住所京都府木津川市山城町綺田西ノ口四〇番地　被相続人　亡　古川　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区北恩加島一丁目五番地、最後の住所大阪府大阪市西成区天下茶屋二丁目一六番二六号　ツインハイム二一　三〇三号　被相続人　亡　髙岸　孝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階

相続財産管理人　弁護士　宮下幾久子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区旗塚通四丁目一番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋二丁目八番一一号　シエアハウス陽だまり二一二号室　被相続人　亡　岩崎　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

大阪市中央区南本町一―三―九―一二〇一

相続財産管理人　弁護士　柏木　秀介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市西区神出町宝勢四九三番地五、最後の住所神戸市西区神出町宝勢四九三番地の五　被相続人　亡　井澤　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

兵庫県明石市相生町一―二―三四佐藤ビル

佐藤健宗法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市灘町一二番地、最後の住所島根県松江市東忌部町一八三番地七　千本すずかけの樹　被相続人　亡　三甘　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

事務所島根県松江市法吉町五八五番地五

相続財産管理人　伊藤　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市瀬戸町北泊字北泊一四番地、最後の住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜一八番地四二

被相続人　亡　谷　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

徳島県徳島市東出来島町三五番地

相続財産管理人　司法書士　吉田　義則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市立川町二七七番地一、最後の住所愛媛県新居浜市若水町二丁目三番二三六号　被相続人　亡　近藤　鋭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

愛媛県西条市明屋敷二一二番地

相続財産管理人　小寺　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市須賀一丁目一二二番地、最後の住所大分県大分市大道町三丁目三番六一号　被相続人　亡　佐藤　春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月二十一日

大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル五階　相続財産管理人　佐藤　達哉

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年7月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①株式会社新日本ツーリスト　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－2446号　④株式会社新日本ツーリスト　東京都豊島区東池袋三丁目8番－5－1006　代表取締役　金井義満　⑤本社営業所　東京都豊島区東池袋三丁目8番－5－1006　⑥昭和58年4月26日　⑨平成27年6月12日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都豊島区東池袋三丁目8番－5－1006　株式会社新日本ツーリスト　代表取締役　金井義満

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年七月二十一日

一、東京都港区南青山二丁目二六番三八号

一、墳墓等の名称　梅窓院墓苑

一、死亡者の本籍及び氏名　東京都板橋区赤塚一丁目七八四番地　土井　良三

一、改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二丁目二六番三八号　宗教法人梅窓院　住職　中島　真成